

川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(目的)

第1条 本要領は、川崎市建設緑政局及び各区役所道路公園センターが発注する工事の建設現場において、「段階確認」、「材料確認」と「立会」等を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の業務効率化を図るとともに、契約の適正な履行及び品質を確保するため、必要な事項を定めるものである。なお、遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を、Web会議システム等を利用して臨場を行うものである。

(対象工事)

第2条 本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場の効果が期待できる工事を試行対象とし、発注者指定型、又は受注者希望型で実施する。

(1) 発注者指定型

発注者が必要と認める工事は、発注者指定型の対象工事とすることができる。発注者指定型として試行する場合は、「特記仕様書」に対象工事であることを明示する。実施については工事契約後に受発注者が協議し決定する。

(2) 受注者希望型

工事契約後に受注者から希望があり、必要とする機器の準備と運用が可能でかつ効果が期待できる場合は、受注者希望型の対象工事とすることができる。実施については受発注者が協議し決定する。

(適用の範囲)

第3条 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、川崎市土木工事共通仕様書に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」等を実施する場合に適用する。動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、Web会議システム等を利用することにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合には、臨場に代えることができるものとする。

2 監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通り臨場による確認等を実施する。

3 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(施工計画書の提出)

第4条 受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」等の項目及び実施方法、使用する動画撮影用カメラの機器と仕様、監督員へ配信するためのWeb会議システム等を記載し、監督に提出する。

(遠隔臨場の事前準備)

第5条 受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員と実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料などについて協議を行い、確認・立会依頼書を提出する。監督員による確認・立会の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

2 受注者は、遠隔臨場を実施する上で必要な準備、人員及び資機材等を提供するとともに、必要とする資料を提出するものとする。

(遠隔臨場の実施及び記録と保存)

第6条 受注者は、事前に監督員と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等の状況について確認を行う。また、遠隔臨場の実施に必要な準備、人員、資機材等を提供する。

2 受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。

3 受注者は、記録にあたり必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。

4 受注者は、終了時に確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施結果の確認を得ること。

5 受注者は、遠隔臨場の画像の記録保存を、必要に応じて行う。

6 受注者は、遠隔臨場の結果を工事打合せ簿等により提出する。

(費用)

第7条 試行にかかる費用は、発注者指定型、受注者希望型でそれぞれ次のとおりとする。

(1) 発注者指定型

試行にかかる費用を技術管理費に積上げ計上する。なお、全ての間接費の対象としない。

(2) 受注者希望型

試行にかかる費用は技術管理費に含むものとする。

(効果の把握)

第8条 今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果及び課題について、受注者及び監督員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は対応することとする。

(留意事項)

第9条 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元等への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、周辺に車両や歩行者等の通行がある場合は十分注意するとともに、できる限り映り込まないように留意すること。

3 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。

4 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。

5 受注者は、公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないように留意すること。

(その他)

第10条 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。